

7 ご契約のお引受けについて 注意喚起情報

ご契約の対象となる建物の物件区分や用途、その他当会の定めるところにより、ご契約・ご継続の補償内容を制限させていただく場合や、お引受けできない場合があります。

8 代理所の役割 注意喚起情報

ご契約手続き、共済金のご請求等一連の事務手続きは取扱代理所または各都道府県の取扱組合を通じて当会あてにお願いします。取扱代理所または各都道府県の取扱組合と成立したご契約については、当会と直接契約されたものとなります。

9 組合員資格のご確認 注意喚起情報

ご契約にあたり、共済契約者の組合員資格について確認させていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取扱いできない場合があります。詳しくは取扱代理所または各都道府県の取扱組合までお問い合わせください。

10 満期返れい金・契約者配当金 契約概要 注意喚起情報

この共済には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

11 解約返れい金の有無 契約概要 注意喚起情報

ご契約後、共済契約を解約される場合には、取扱代理所または取扱組合にお申出いただき、書面でのお手続きが必要となります。解約の条件によっては、共済掛金を返還、または未払込共済掛金をご請求させていただくことがあります。返還される共済掛金については、払込みいただいた共済掛金の合計金額以下となります。

12 共済契約証書の保存 注意喚起情報

共済契約証書は大切に保存してください。また、万一、補償を開始した後、1か月経過してもお手元に共済契約証書が届かない場合は、ご契約の取扱代理所または各都道府県の取扱組合までお問い合わせください。

13 共済金の削減、共済掛金の追徴 契約概要 注意喚起情報

当会は異常危険災害等その他の事由により損失金をてん補するため、共済金を削減または共済掛金を追徴することがあります。

14 共済金請求のお手続きについて 契約概要 注意喚起情報

- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理所または各都道府県の取扱組合より共済金請求手続き（共済金請求に際してご提出いただく書類）に関してご案内いたします。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。
- 共済金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の、共済金請求権の発生時期の翌日から起算します。

個人情報に関する事項

当会は、共済契約申込書の項目にご記入いただく氏名・住所・電話番号・共済の対象建物等お預かりする個人情報を適切に取扱い、以下のとおり安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

- 個人情報の利用目的
当会は、共済契約者からご提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、以下の目的の達成に必要な範囲においてご利用させていただきます。
 - 共済契約の引受、管理・履行、共済金のお支払いおよび付帯サービスの提供
 - 共済事故の調査（当事者等の関係先に対する照会等を含みます）
 - 各都道府県の取扱組合のほか、当会の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスのご案内・ご提供
- 個人情報の第三者提供について
当会は、共済契約者からご提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されてい

る場合のほか、以下の場合についても第三者にご提供させていただきます。

- 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部へ委託する場合
- 上記(1)に定める利用目的の範囲内において、各都道府県の取扱組合のほか、当会の提携先企業・団体等と共同利用する場合
- 共済契約の適正な引受け、共済金の適正なお支払いおよび不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・損害保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合
- 共済金の適正かつ迅速なお支払いを行なうために必要な範囲内の情報を、調査会社、共済団体・保険会社、当事者等の関係先にご提供する場合
- 再保険契約の締結または再共済金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報をご提供する場合

詳しくは、当会のホームページ（<http://www.nikkaren.or.jp>）をご覧ください。

共済に関するご相談・苦情の窓口

当会では、ご利用の皆様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、ご相談および苦情を受付けております。ご契約先の各都道府県取扱組合または以下のフリーダイヤルまでお問い合わせ願います。

全日本火災共済協同組合連合会（日火連）休業対応応援共済相談受付センター フリーダイヤル ☎ 0120-336-612 受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土曜日・日曜日・祝日、年末年始の休日は除く）
苦情等のお申出につきましては、ご契約先の各都道府県の取扱組合を中心に、当会が連携を図りながら対応いたしますが、解決がつかない場合には、下記の一般社団法人日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。一般社団法人日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。

一般社団法人日本共済協会共済相談所 ☎ TEL 03-5368-5757 受付時間 9:00～17:00（土曜日・日曜日・祝日、年末年始の休日は除く）
--

ご契約に際しては、上記の重要事項説明書および休業対応応援共済普通共済約款を十分にご確認、ご了解のうえ、共済契約申込書をご提出ください。なお、共済契約申込書にいただく申込人印は、この重要事項説明書を受領・同意確認された印も兼ねておりますので、ご了承ください。

お問い合わせ・お申し込み

取扱組合	取扱代理所
------	-------

元受団体 **全日本火災共済協同組合連合会** 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-11-2 平成28年4月作成

休業対応応援共済をご契約いただくお客さまへ

全日本火災共済協同組合連合会

重要事項のご説明 （重要事項説明書）

この書面では、休業対応応援共済に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明をしています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いいたします。
なお、この書面は契約に関するすべてを記載したものではありません。詳細については、「休業対応応援共済普通共済約款」を用意しておりますので、必要に応じ取扱代理所または取扱組合にお問合せください。また、ご契約いただいたときは、この共済をご利用いただく方々にも、ともに記載されている事項をお伝え下さい。
ご不明な点がありましたら、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

契約概要 ……共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ……ご契約に際して共済契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語の説明

用語	定義
粗利益	売上高から商品仕入高、製造原価、食材費などを差引いた残高をいいます。共済契約者の事業における人件費を含みます。
粗利益日額	共済契約時直近の状況をもとにした年間粗利益額を年間営業日数で除した金額をいいます。
一部損	損害を受けた共済の対象建物の損害額が、評価額の80%未満に該当すると当会が認めた場合の損害の程度をいいます。
休業日数	休業とは、共済の対象建物が損害を受けたため、事業活動を完全に休止することをいいます。休業日数は、事故日当日から事業再開日前日までの休業した日数をいいます。ただし、定休日を除きます。
共済の対象建物	共済契約証書に記載された被共済者が実施している事業活動を行っている建物をいいます。ひとつの建物の中で区分所有または区分された部分を賃借している場合においては、その部分をいいます。
事業活動が完全に休止	小売業、卸売業、飲食業、サービス業等においては、本来発生すべき売上が生じない状況をいい、製造業、建設業等においては、生産活動が全て休止した状況をいいます。
事業再開	事業活動が完全に休止した後に、損害を被った共済の対象建物が再建または修復され、事業活動を実施するために必要な最小限の機能を充足させた状態で事業を開始することをいいます。また、共済の対象建物外における仮設店舗または移設で事業を開始した場合も事業再開とみなします。ただし、その仮設店舗で事業再開した場合において、共済の対象建物が再建または修復するまで、その仮設店舗で継続的に事業運営することを要します。事業再開する場合において、再開する事業の種類や規模等は、損害を受ける直前の状態と同一であることを要件としません。
事故日	共済の対象建物が、共済金の支払いの対象となる事故により、全損または一部損の損害を受けた結果、事業活動が完全に休止した日をいいます。事故の発生が営業時間中であっても、その日から事業が完全に休止したとみなし、その日を事故日とします。
全損	損害を受けた共済の対象建物の損害額が、その評価額の80%以上に該当すると当会が認めた損害の程度をいいます。
全損認定日	損害を受けた共済の対象建物が、当会により全損と認められた日をいいます。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
損害	共済の対象建物が、全損または一部損の状態となったことをいいます。なお、消防または避難に必要な処置によって共済の対象建物について生じた損害を含みます。
損失	事業活動が完全に休止してから、事業再開の意思決定を行い、事業再開までにかかる粗利益等をいいます。また、再建準備や信用維持のためにかかる費用等も損失に含まれます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被共済者	共済契約証書に記載された共済の補償を受けることができる者をいいます。
被災日	共済の対象建物に、共済金の支払いの対象となる事故が発生した日をいいます。
約定事業再開期間	事故日から起算して事業再開すべき日までの期間をいい、約定事業再開期間は12か月間とします。ただし、災害救助法適用の大規模災害発生時等の特別な理由がある場合、最大12か月間延長することができます。
約定日数	契約時に約定し、共済契約証書に記載された日数をいいます。全損においては、定休日を除いた6か月間の営業日数とし、一部損においては、30日、60日または90日のいずれかの日数とします。
約定日額	契約時に約定し、共済契約証書に記載された日額をいいます。約定日額は、粗利益日額の70%以内において、1万円単位で算出された金額とします。1万円未満は四捨五入とします。

契約締結前にご確認いただく事項

共済商品の仕組み

休業対応援共済は、以下の①～③をすべて満たす場合に共済金をお支払いします。契約は建物1棟ごとに契約します。

- ①ご契約の建物に火災、風水害、地震などによる事故が発生したことにより、全損または、一部損^(注)を受けた場合
- ②被災日から起算して10日以内に事業活動を完全に休止し、損失が発生した場合
- ③事業活動の再開意思がある場合

(注)共済の対象建物が、区分所有または区分された部分を賃借している建物である場合の損害の認定は、専有部分についてのみ行い、共有部分の損害は含みません。

1 基本補償

共済金をお支払いする場合(支払事由)

共済の対象建物が、次のいずれかの事故により損害を受けた結果、被災日から起算して10日以内に事業活動が完全に休止したために生じた損失に対して約款に従い、全損応援共済金または一部損応援共済金をお支払いします。

【災害、事故の内容】

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂・爆発
- ④風災・雹(ひょう)災、雪災、水災
- ⑤地震等以外を原因とする建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触*1
- ⑥漏水、放水または溢水(いっすい)による水濡れ*2
- ⑦騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑧盗難によって生じた建物の損壊
- ⑨地震等を原因とする、火災、破裂もしくは爆発、損壊、倒壊、流出もしくは埋没、洪水もしくはその他水災、または外部からの流入、落下、飛来、または接触による損壊

(注)雨、雪、ひょうまたは砂塵(さじん)の吹込みによる損害を受けた結果生じた損失については、建物・その開口部が風災、ひょう災、雪災、水災の事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。

※1.雨、雪、あられ、砂塵、粉塵(ふんじん)、煤煙(ばいえん)その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。

※2.④の事故による損害を受けた結果生じた損失または給排水設備自体が損害を受けた結果生じた損失を除きます。

共済金をお支払いできない主な場合

- 被災日から起算して10日を経過した後に、事業活動を完全に休止した場合
- 一部損時は、事業再開のため、事故日からその日を含めて連続して4日以上(定休日を除く)休業しない場合
- 共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- 国または公共機関による法令等の規制
- 共済の対象建物の復旧または営業の継続に対する妨害
- 約定事業再開期間内に事業再開をしない場合
- 共済契約者または被共済者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 噴火の降灰によって、共済の対象建物が汚損されたことにより損害を受け、その結果生じた損失
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の結果生じた損失

2 お支払いする共済金の額

- 全損応援共済金：約定日額×約定日数
 - ※共済金のお支払いは、全損認定時、ならびに事故日から3か月経過後に事業再開の意思確認および事業再開(計画を含む)の確認後にお支払いします。
- 一部損応援共済金：約定日額×休業日数(約定日数を限度)
 - 事業再開のため、事故日からその日を含めて連続して休日日数を除き4日以上休業した場合、事故日を起算日とします。
 - ※仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合、仮設店舗で事業活動した日数は休業日数に含めた取扱いとなります。
- 当会が共済金をお支払いした後、他の共済契約等から共済金または保険金をお支払いした場合、当会はその金額相当額を返還請求することができます。
- 損失が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損失について、前項の規定をおのおの別に適用します。

3 共済期間中に発生した複数事故のお取扱い

- 全損応援共済金のお支払いの対象となる事故が生じた場合、その後の事故については、共済金をお支払いしません。
- 一部損応援共済金のお支払いの対象となる事故が生じ、事業再開後に新たに全損応援共済金または一部損応援共済金のお支払いの対象となる事故が生じた場合、それぞれの事故は、別事故として扱い、それぞれの事故による共済金をお支払いします。
- 一部損応援共済金のお支払いの対象となる事故が生じ、事業再開前に新たに全損応援共済金のお支払いの対象となる事故が生じた場合、最初の事故については、事故日当日からその後発生した事故の前日までを休業日数とし、約定日数を限度として一部損応援共済金をお支払いします。後から発生した事故については、別事故として扱い、全損応援共済金をお支払いします。
- 一部損応援共済金のお支払いの対象となる事故が生じ、事業再開前に新たに一部損応援共済金のお支払いの対象となる事故が生じた場合、最初の事故については、事故日当日からその後発生した事故の前日までを休業日数とし、約定日数を限度として一部損応援共済金をお支払いします。後から発生した事故については、別事故として扱い、約定日数を限度として一部損応援共済金をお支払いします。

4 2以上の地震等取扱い

- この共済契約においては、共済期間中に被災し、168時間(7日間)以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取扱います。
- 2以上の地震等が前項の1回の地震等とみなされた場合、この2以上の地震等については1回の事故として取扱います。

5 共済の対象

小売、卸売、サービス業等の店舗、製造業の作業場等、事業所建物。

6 共済期間

共済期間(契約期間)は1年です。

共済責任は、共済期間(共済のご契約期間)の初日の午後4時に始まり、(ただし、申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)共済期間の末日の午後4時に終わります。

共済掛金と払込方法

1 共済掛金

契約概要

注意喚起情報

共済掛金は、約定日額、約定日数、建物の所在地・構造によって決まります。また、実際に払込みいただく共済掛金の額は共済契約申込書の共済掛金欄でご確認ください。

2 共済掛金の払込方法

契約概要

注意喚起情報

共済掛金の払込方法はご登録いただいた取扱金融機関の指定口座からの引落としのみとなります。なお、共済期間の最初の日の属する月の27日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振替えます。なお領収書は発行しません。

3 共済掛金の払込猶予期間

契約概要

注意喚起情報

- 初年度契約において共済掛金が引去不能となり、その原因が共済契約者にあると認められた場合は当該契約は無効となります。(払込猶予期間はありません)

- 次年度以降契約においては、振替日の属する月の翌月の振替日に、再度(2回目)共済掛金の口座振替を行います。ただし、2回目共済掛金の口座振替ができない場合、次年度契約は無効となります。

- 共済責任の始期日から共済掛金振替日より前に、事故による損失が生じた場合は、共済契約者が当会に支払うべき共済掛金を当会が振替日に領収した後に、共済金をお支払いします。

契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務(加入申込書の記入上の注意事項)

注意喚起情報

共済契約者または被共済者はご契約に際し、当会が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます)に事実を正確にご記載いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している損害(損失)については共済金をお支払いできないことがあります。

※この共済では申込書に★印が付された項目が告知事項となります。

【告知事項】

- 所在地　○建物・構造の種類　○建物内の職作業　○製造業の事業所規模　○専有床面積　○建物床面積　○建築年月　○新耐震設計基準　○粗利益額(年間)
- 営業日数(年間)　○休業補償共済または店舗休業保険等の加入状況

2 クーリングオフ

注意喚起情報

当会の休業対応援共済は共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフの対象ではありません。

契約締結後にご注意いただく事項

1 通知義務(契約内容に関する届出)

注意喚起情報

共済契約者をご契約後に、告知事項の一部に変更が生じた場合は、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がない場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。

※この共済では共済契約申込書に☆印が付された項目となります。

【通知事項】

- 所在地　○建物・構造の種類　○建物内の職作業　○製造業の事業所規模　○専有床面積　○建物床面積

ご注意：以下の事項が変更となる場合、ご加入いただいている契約を解約したうえで新たにご契約いただくこととなりますのでご注意ください。

- 他の都道府県への住所変更　○約定日額　○全損約定日数　○一部損約定日数

事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または各都道府県の取扱組合までご連絡ください。

2 共済契約の解約・取消・終了

注意喚起情報

- 共済契約者はいつでも契約を解約することができます。取扱代理所または各都道府県の取扱組合にお申出いただき、書面での手続きが必要となります。
- 共済契約者が、ご契約の際に、詐欺・強迫行為を行った場合は、契約が取消されることがあります。
 - ※支払事由が発生した後に、取消された場合でも共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしていたときには、返還していただきます。(取消された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。)
- 全損応援共済金をお支払いした場合、契約は終了します。(終了された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。)

3 共済契約の失効

注意喚起情報

- 以下のいずれかに該当する場合、その事実が発生した日に契約は失効となります。
- すでに共済金等をお支払いした場合は返還していただきます。また、当該契約の掛金は未經過期間に対して共済契約者に返還いたします。
- 被共済者が実施している事業を完全に廃止した場合
 - 被共済者が個人事業主である場合、その個人事業主が共済期間中に死亡した場合

4 共済契約の無効

注意喚起情報

- 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。
- すでに共済金をお支払いした場合は、返還していただきます。ご契約が失効された場合、共済掛金は返還しません。

5 重大事由による解除

注意喚起情報

- 共済契約者または被共済者が、暴力団関係者そのほか反社会的勢力に該当すると認められた場合には、当会は、ご契約を解除することがあります。
- その他、約款に基づきご契約を解除することや、共済金をお支払いできない場合があります。

6 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払い

注意喚起情報

本共済のほかに、補償の範囲が一部でも同じような他の共済や火災保険などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、損失額が他の共済契約等から支払われた、または支払われる共済金または保険金の合計額を減額して支払われ、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないようにお支払いします。

共済金の額 = **損失額** - **他の共済契約等から支払われた、または支払われる共済金または保険金の合計額**